

県南さんぽだより 第20号

発行所 茨城県南地域産業保健センター 0297-79-1066 Fax 0297-79-1068 発行人 鶴見 稚
 ホームページアドレス <http://www.intio.or.jp/m-sanpo/>

「いただきます」

キヤノン株式会社 取手事業所 健康管理室 産業医
 山海 知子

40歳を過ぎると、体重が増えやすくなると実感する。私も元来食べることが大好きなので、年々体重が増え、皮下脂肪の増加を実感している。

会社の定期健康診断の結果、生活習慣病の要指導と判定された社員に面接指導を行なう際にも、あまり厳しい食事制限は提案できないと感じる。なぜなら、私自身も決してお手本になるような食生活ではないし、その上、巷には24時間営業のコンビニ、世界各国のおいしい料理を提供するレストラン、きれいに飾られたケーキ屋など食の誘惑が満ち溢れている。このような食の誘惑に囲まれた環境で、どれだけの人がそれをガマンできるだろうか。正直な気持ち、私にはとても難しい。医師の立場で「食べるな」と指導するのは簡単であるが、如何に誘惑に打ち勝つかを提案しなければ同意と協力は得られまい。私だったらどうするかと考えながら、本人と話し合いつつ、指導内容を検討している。

先日、子供の通う小学校のオープンスクールの際、一緒に昼食をとった。子供たちの給食のメニューの詳細は忘れたが、栄養のバランスや味付けなどがよく工夫されていた。おかずをお代わりする子もいたが、その一方で、ほとんど食べない子もいた。かつて、私が小学生の頃は残さず食べるようにと指導されたものだが、現在はそれほど厳しくないようである。人気の無いおかずは結構な量の食べ残しが出ていた。かつて、ある児童がソバアレルギーで命を失った不幸な事例があったためであろうか。

顔見知りの近所の農家のお年寄りが、道沿いの畑の野菜や果物を盗まれると嘆いていた。暑さ寒さの中、何日も何日も一所懸命育ててやっと収穫という時に盗まれてしまう、その悔しさたるや如何ばかりで

あろうか。かつては、子供がそのような行為をした場合、親や周囲の大人が叱ったものだが、今は大人が率先して行なっているのである。嘆かわしいかぎりである。米を作り、野菜を作るのはどれだけのお金にはかえられない苦労があるのか、そのような想像もできない大人に、食の大切さは理解できないであろうし、子供に教えることもできないであろう。

お金さえあれば、簡単に手に入る感覚になってしまった食物。消費期限の切れた加工食品がもったいないことに毎日大量に捨てられている。その一方で、拒食症などの摂食障害に悩む患者は増えているという。社員の中にも朝食を食べない習慣の人々が少なからずいる。我々の食に対する意識はどうなってしまったのであろう。心と体のエネルギー源としての食物を適切に摂取出来なければ、一人一人の生きる意欲の低下をもたらし、ひいては社会全体のパワーも低下するのではないか。今後、少子化で日本人の数が減ってしまうことが社会問題化しているが、数ばかりでなくきちんと働ける労働力、即ち労働者の体力の維持も重要な課題であろう。現代に生きる我々が、ご飯と少ないおかずで生活していた先人より体力が勝っているとは思えない。

今こそ、食育の大切さを見直すべきではないか。人は他の生命によってもたらされた食物によって生かされていることを理解し、食物を「いただく」という行為に感謝する心を大人から子供へ教え伝えていかなければならないと思う。

(社) 竜ヶ崎労働基準協会からのお知らせ
検診車による健康診断をご希望の事業場には、
当協会で斡旋します。お申し込みは、
電話 0297(62)7923

【産業保健情報】

労働安全衛生法等の一部改正

労働者の安全と健康の一層の確保等を図るための労働安全衛生法、労災保険法、同徴収法及び時短臨時促進法の一部改訂がありました（平成17年法律第108号・平成17年10月26日成立、同11月2日公布、18年4月1日施行）。その主な内容は製造業における労働災害防止のための措置長時間労働者等の健康を保持するための措置労災保険における通勤災害範囲の拡大、有期事業保険料特例の改正労働時間設定の改善に向けた自主的な努力促進措置ですが、以下 過重労働・メンタルヘルス対策の充実にに向けた関係改訂部分を中心に記載しますので参考にして下さい。

1. 健康診断実施後の措置等の改訂

安衛法第66条の4の規定による医師または歯科医師の衛生委員会への報告を健康診断実施後に講ずべき措置として明記（第66条の5第1項関係）。

特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知は、一般健康診断の結果と同様にこれを行わなければならない（第66条の6関係）。

2. 面接指導等

労働時間の状況等が厚生労働省令による要件に該当する労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならない（第66条の8第1項関係）。

労働者は上記の面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師以外で上記に相当する

面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでない（第66条の8第2項関係）。

事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導結果に基づく必要な措置についての、医師の意見の聴取、必要がある場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会へ報告等の措置を講じなければならない（第66条の8第3項から5項関係）。

面接指導実施従事者の守秘義務（第104条関係）

面接指導労働者以外の健康配慮の必要な者に対する努力義務（第66条の9）

3. 化学物質等製造又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の義務（第31条の2関係）

4. 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

危険を生ずる恐れのある政令で定めるものの譲渡、提供に際しての容器・包装についての追加、標章等の追加（第57条第1項関係）。

通知方法が示された（第57条の2第1項関係）。

【県南地域産業保健センターから】

「毎年のアドバイスを守ってもくれなかった人から『病気になるた、先生何とかしてよ』って云われても医者には限界があつて、なかなか辛いことがあるよ」と嘆いていた某先生の言葉が思い出されます。

健やかに、食べたり飲んだり、毎日普通に過ごし暮らすことが、どんなに幸せなことか、とひとしお深く感じられるこの冬です。（鶴見）

面接指導の概念図

